

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方財政法施行令の一部改正

一 令和七年度まで公営競技納付金制度が延長されることに伴い、公営競技納付金の額の算定方法等について、所要の整備等を行うこと。（附則第二条関係）

二 臨時財政対策債の発行可能年度を令和二年度から令和四年度までとすることに伴い、標準財政規模の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこと。（附則第九条から第十九条まで関係）

第二 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正

臨時財政対策債の発行可能年度を令和二年度から令和四年度までとすることに伴い、不同意団体が特例的に地方債を発行できる場合を定める規定等について所要の見直しを行うこと。（附則第四条から第七条まで関係）

第三 附則

この政令は、令和二年四月一日から施行すること。